

## 所轄施設の概要

1 保育所 児童の健全なる育成と福祉を図るための施設です。

(1) 花園保育園 所在地 函館市花園町 32 番 1 号(市営住宅花園団地用地内)

建物面積 756.55 m<sup>2</sup>

構造 鉄筋コンクリート造 地上2階建(保育園は1階)

開設 昭和 41 年 1 月 1 日

(2) 湯浜保育園 所在地 函館市湯浜町 14 番 2 号(市営住宅湯浜団地用地内)

建物面積 475.20 m<sup>2</sup>

構造 鉄筋コンクリート造 地上7階建(保育園は1階)

開設 昭和 51 年 6 月 1 日

2 根崎生活館 市民の生活改善と文化の向上を図り, 社会福祉の増進に寄与するための施設です。

所在地 函館市根崎町 556 番地の 2

敷地面積 677.68 m<sup>2</sup>

建物面積 216.01 m<sup>2</sup>

構造 ブロック・木造 平屋建

開設 昭和 41 年 8 月 20 日

3 弥生小学校併設学童保育専用施設

放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)を実施するための施設です。

所在地 函館市弥生町 4 番 16 号

敷地面積 11,729.00 m<sup>2</sup>

建物面積 129.11 m<sup>2</sup>

構造 鉄筋コンクリート造 地上3階地下1階建

開設 平成 24 年1月5日

#### 4 児童館

児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにすると共に、母と子の福祉増進に関する諸活動の推進を図るための施設です。

平成29年4月1日現在

児童館名	所在地	規模	建物の構造	開館年月日	敷地面積(m <sup>2</sup> )	建物面積(m <sup>2</sup> )				備考
						遊戯室	図書室	集会室	延床面積	
児童センター	若松町33-6	C	鉄筋コンクリート5階建	H6.4.1	—	207.90	105.45	126.40	2,056.58	総合福祉センター内 平成5新築
西部	入舟町6-17	B	鉄筋コンクリート・ 鉄骨造2階建	H6.10.1	902.09	128.04	37.38	59.15	401.54	平成6旧小舟保育園 増改修 フレピアセンター入舟内
谷地頭	谷地頭町9-5	A	木造平屋建	S46.4.1	684.58	82.81	69.56	—	205.99	昭45新築 平21多目的トイレ増設
東川	東川町11-12	A	鉄筋コンクリート造 3階建	S47.4.1	—	114.00	102.00	—	291.03	昭46新築 (女性センター内)
高盛	高盛町17-10	D	木造平屋建	S38.12.15	430.58	82.50	19.80	—	167.76	昭38旧青年学校 増改築(昭16建)
人見	人見町15-5	A	木造平屋建	S42.12.15	1,853.24	66.24	72.87	—	198.74	昭42新築(借地)
赤川	赤川1-30-35	B	鉄骨造平屋建	H16.4.1	1,003.78	162.00	28.34	31.00	433.38	平16新築
鍛冶	鍛冶2-20-5	B	鉄骨造平屋建	S57.4.1	800.00	151.47	38.88	45.36	326.21	昭56新築
富岡	富岡町1-49-27	A	木造平屋建	S43.1.14	1,237.80	113.63	39.74	51.75	297.00	昭43新築
美原	美原2-21-7	A	木造平屋建	S51.4.1	661.82	89.43	66.24	—	231.66	昭50新築
昭和	昭和2-37-2	B	鉄骨造平屋建	H3.4.1	620.09	178.20	32.40	38.88	339.79	平3新築
山の手	山の手3-4-7	B	鉄骨造平屋建	H11.4.1	985.72	162.00	32.64	38.00	405.08	平11新築
神山	神山町241-69・70	B	鉄骨造改質 アスファルトシート防水	H24.4.1	1,339.20	162.00	30.52	29.51	478.04	平24新築
上湯川	上湯川町8-1	B	木造平屋建	S48.4.1	2,010.09	132.49	112.62	—	302.58	昭47新築 昭53増改修 平21多目的トイレ増設
日吉が丘	日吉町2-34-5	A	木造平屋建	S44.4.1	859.31	72.87	66.25		202.31	昭43新築
深堀	深堀町14-6	B	鉄骨造平屋建	S54.12.15	657.18	129.60	36.45	51.02	304.56	昭54新築
湯浜	湯浜町14-3	A	鉄筋コンクリート造 7階建	S51.7.1	—	122.89	62.23	—	248.95	昭50新築(市営住宅)
湯川	湯川町2-13-16	D	木造平屋建	S36.5.13	689.91	62.70	26.40	—	152.08	昭25新築土地区画 整理事務所 昭36改築
旭岡	西旭岡町2-51-1	B	鉄骨造平屋建	H7.4.1	1,341.50	180.00	32.64	38.00	394.28	平7新築
中島	中島町30-8	A	木造2階建	S35.12.1	671.33	69.30	23.00	29.70	433.45	旧花嫁学校(昭11建) 昭35改築
宮前	宮前町25-15	A	木造平屋建	S40.12.1	411.04	66.00	39.60	33.00	198.74	昭40新築(借地)
大川	大川町9-8	A	木造平屋建・鉄筋 コンクリート2階建	S45.1.7	368.92	56.92	48.60	48.60	192.40	昭44旧公益質店 増改築昭51増改修
五稜	白鳥町14-29	D	木造平屋建	S40.5.3	496.68	66.00	39.60	—	167.27	昭40新築 昭56増改修
本町	本町36-15	A	木造2階建	S49.4.1	330.57	79.49	79.49	—	231.86	昭48新築
桔梗	桔梗4-1-18	B	鉄骨造平屋建	H17.4.1	1,809.04	162.00	26.00	33.00	469.78	平17新築
亀田港	亀田港町42-16	B	鉄骨造平屋建	H19.4.1	1,321.13	162.00	30.00	30.25	475.90	平19新築
古川母と子の家	古川町7-1	—	木造モルタル 平屋建	S40.11.1	990.00	—	—	—	191.73	昭40新築

※ 施設規模 A=小型児童館 11館, B=児童センター 11館, C=大型児童センター 1館, D=その他の児童館 3館

※ 建物の延床面積には、遊戯室、図書室、集会室のほか、その他分を含む。

# 函館市子ども条例

## 1 条例の目的

子どもの人権を尊重しつつ、子どもの健やかな成長を支え、安心して子育てができる地域社会の実現を目指すため、子どもにかかる施策推進の柱となる「函館市子ども条例」を制定した。(条例施行日:平成28年4月1日)

## 2 条例の概要

### (1) 基本理念

子どもおよび子育て家庭の支援の推進にあたっての基本理念として、「人権の尊重」、「子どもの育ちへの支援」、「子育て家庭への支援」を定めている。

### (2) 大人の責務・役割

子どもおよび子育て家庭を地域全体で支援するため、市の責務、保護者・学校等・地域住民・事業者の役割および相互の協力・連携について明らかにしている。

### (3) 市の基本的施策

- ① 子どもが安全にかつ安心して暮らすことができる環境の整備
- ② いじめ等への対応
- ③ 子どもからの相談
- ④ 子育て家庭への支援等
- ⑤ 教育および保育の環境の整備
- ⑥ 地域住民との交流の促進等
- ⑦ 子どもが安心して過ごすことができる場所等
- ⑧ 子どもの社会参加
- ⑨ 障がいのある子どもへの支援等

# 函館市子ども・子育て支援事業計画

## 1 計画の目的・位置づけ

函館市子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て支援法に基づき、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するとともに、次世代育成支援対策推進法に基づき、すべての子どもを対象に地域社会全体で次世代育成支援対策に取り組むことにより、次世代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図ることを目的としている。

## 2 計画の期間

子ども・子育て支援法に基づく事業計画は、平成27年度からの5年を1期とし、また、次世代育成支援対策推進法に基づく新たな前期計画についても、同様の計画期間により策定することとされていることから、本計画は平成27年度から平成31年度までの5年間の計画期間としている。

## 3 基本理念・基本的な視点

### (1) 基本理念

「子どもたちが輝き ひかりにあふれるまち はこだて」

### (2) 基本的な視点

本計画における各施策の方向と事業の実施については、次の8つの基本的な視点のもとに取り組むこととしている。

- ① 子どもの視点
- ② 次代の親の育成という視点
- ③ すべての子どもと家庭への支援の視点
- ④ 地域社会全体で支援する視点
- ⑤ サービス利用者の視点
- ⑥ 仕事と生活の調和の実現の視点
- ⑦ 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援の視点
- ⑧ 地域特性の視点

## 4 施策の方向

基本理念の実現に向けて、次の8つの施策の方向を掲げ、総合的な施策の展開を図る。

- (1) 地域における子育て支援
- (2) 母子の健康確保と増進
- (3) 子どもの健やかな成長のための教育環境の整備
- (4) 子育てを支援する生活環境の整備
- (5) 仕事と生活の調和の実現
- (6) 特別な援助を要する家庭への支援
- (7) 母子家庭および父子家庭の自立支援
- (8) 子育てに伴う経済的負担の軽減

## 5 教育・保育および地域子ども・子育て支援事業の提供体制

すべての子どもに良質な生育環境を保障するとともに、妊娠・出産からの切れ目のない支援を行うため、本計画において幼児期における質の高い教育・保育や各種子ども・子育て支援事業の提供体制を定めている。

## 6 計画の推進

### (1) 市民等との協働

市民との協働によるまちづくりの視点を取り入れ、地域における市民活動団体などとの協力関係を構築するなかで、多様化する市民ニーズに適切に対応する。

### (2) 厳しい財政状況下における効果的な推進

本市では、厳しい財政状況が続いているが、行財政対策を進めるなかで、本計画の効果的な推進に努める。

### (3) 積極的な情報公開の推進

毎年、函館市子ども・子育て会議を開催するほか、「市政はこだて」や各部局の情報誌、さらにはホームページなどにより、市民に情報を提供し、意見等の把握に努めていく。

# 子育て支援

## 1 子育て支援のための施策

### (1) ファミリー・サポート・センター事業

事業開始 平成 11 年度

内 容 市内に居住する育児の援助を行いたい者と育児の援助を受けたい者からなる  
会員組織であり、その会員間で仕事と育児との両立支援のための相互援助活  
動等を行います。

登録会員 依頼会員 1,887 人 提供会員 176 人 両方会員 62 人

利用料

<基本料金>30分あたり			<本人負担額>				
項目	1人	兄弟		1人		兄弟	
				30分	1時間	30分	1時間
通常 7:00～ 21:00	300円 (1時間)	150円 (1時間)	託児料金	200円	400円	50円	100円
			助成金	30分 100円	1時間 200円	30分 100円	1時間 200円
時間外 土・日・祝 年末年始 病児	350円 (1時間)	175円 (1時間)	託児料金	200円	400円	25円	50円
			助成金	30分 150円	1時間 300円	30分 150円	1時間 300円

実施状況 (単位:件)

区 分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
利用件数	9,518	9,975	10,279

平成 29 年度予算額 23,043 千円

費用の負担 補助基本額の3分の2(国 1/3, 道 1/3)の補助があります。

### (2) 地域子育て支援センター事業

事業開始 平成 5 年度

内 容 子育て家庭の保護者の育児不安等の解消を図るため、育児に関する相談・指導・情報  
提供を行うとともに、子育てサークル等を育成し、その活動を支援します。

実施施設 中央・亀田港・美原・石川・鍛冶さくら・深堀・赤川・大谷港・花園・つつじ・  
南かやべ・大森浜・函館短期大学 各子育てサロン

実施状況 (単位:件)

区 分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
利用件数	28,058	27,713	30,951

平成 29 年度予算額 86,371 千円

費用の負担 補助基本額の3分の2(国 1/3, 道 1/3)の補助があります。

(3) 子育て支援隊事業

事業開始 平成 26 年度  
内 容 子育て家庭における悩みや相談に対応するため、コーディネーターを配置し、ケースマネジメントや関係機関との連携を図るとともに、子育てに関する悩みの傾聴各種サービスに係る情報提供を行う子育て支援員が、家庭訪問を行います。

実施状況 (単位:件)

区 分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
訪問件数	135	285	301

平成 29 年度予算額 1,360 千円

費用の負担 補助基本額の3分の2(国 1/3, 道 1/3)の補助があります。

(4) 子育てアドバイザー活用推進事業

事業開始 平成 20 年度  
内 容 子育てアドバイザー養成事業において、養成、認定した子育てアドバイザーを地域における様々な子育て支援の場で積極的に活用し、地域の子育て力の向上、子育て支援の推進を図ります。

平成 29 年度予算額 548 千円

費用の負担 全額市費負担

(5) 養育支援訪問事業

事業開始 平成 19 年度(平成 23 年度までは「育児支援家庭訪問事業」として実施)  
内 容 養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、その家庭を訪問し、家事等の援助や育児相談を行い、適切な養育を行うことができるよう支援します。

養育支援訪問事業 訪問回数内訳 (単位:回)

区 分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
ヘルパー	72	108	165
保健師, 家庭児童相談員等	47	29	60
計	119	137	225

平成 29 年度予算額 572 千円

費用の負担 補助基本額の 3 分の 2(国 1/3, 道 1/3)の補助があります。

#### (6) 要保護児童対策事業関係

事業開始 平成 14 年度

内 容 「児童福祉法」,「児童虐待の防止に関する法律」に基づき, 関係機関と連携を図りながら児童虐待防止および周知啓発に努め, 要保護児童等を支援します。

①要保護児童対策地域協議会

代表者会議(年1回), 実務者会議(年3回),  
個別ケース検討会議(随時)

②児童虐待防止啓発

児童虐待防止パネル展(11月),  
児童虐待対応マニュアルおよび虐待防止啓発用カードの作成・配布

平成 29 年度予算額 202 千円

費用の負担 補助基本額の 3 分の 2(国 1/3,道 1/3),および 2 分の 1(国1/2)の補助があります。

#### (7) 子育て支援ネットワーク事業

事業開始 平成 20 年度

内 容 子育て支援に関わる市民団体や専門機関などの 19 団体に子ども未来部を加えた 20 団体により「函館市子育て支援ネットワーク」を構成しており, 官民協働により子育て支援を推進するため, 地域の子育て力の向上や子育て支援の機運の醸成を図るためのイベントや研修会等を実施します。

平成 29 年度予算額 112 千円

費用の負担 全額市費負担

#### (8) すくすく手帳

事業開始 平成 21 年度

内 容 乳幼児の親が安心して子育てができるよう, 育児に関する各種の情報を掲載した「すくすく手帳」をすべての出生世帯, 未就学児童がいる転入世帯および希望世帯に配付します。

平成 29 年度予算額 1,535 千円 (2,900 部)

費用の負担 指定寄付金



(9) 子育て支援短期利用事業

事業開始 平成 5 年度  
 内 容 保護者が傷病, 出産, 冠婚葬祭などで, 子どもの世話が一時的に困難になる家庭を対象とし, 保護者にかわって子どもを養育します。  
 実施施設 くるみ学園, 函館国の子寮, さゆり園  
 利用期間 7 日以内  
 利 用 料 0 歳以上 2 歳未満児 1日 2,675 円  
 2 歳以上児 1日 1,375 円  
 緊急一時保護の母親 1日 375 円  
 (生活保護, 市民税非課税世帯は無料)

実施状況 (単位:日)

区 分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
2 歳未満児	18	13	30
2 歳以上児	230	166	77

平成 29 年度予算額 1,419 千円

費用の負担 補助基本額の 3 分の 2(国 1/3, 道 1/3)の補助があります。

(10) トワイライトステイ事業

事業開始 平成 14 年度  
 内 容 保護者が仕事などの理由で夜間または休日に不在となり, 子供の養育が困難な場合, その他の緊急の場合に, 保護者が帰宅するまでの間, 施設において夕食を提供し, 保育します。  
 実施施設 くるみ学園, 函館国の子寮, さゆり園  
 利用時間 平日・土曜日:午後6時~午後 10 時  
 日曜・国民の祝日:午前8時~午後 10 時  
 利 用 料 平日・土曜日:1日 750 円  
 日曜・国民の祝日:午前8時~午後6時 1,350 円  
 午後6時~午後 10 時 750 円  
 (生活保護, 市民税非課税世帯は無料)

実施状況 (単位:日)

区 分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
利用日数(平日・土曜日)	4	0	1
利用日数(日曜・祝日)	40	21	35

平成 29 年度予算額 119 千円

費用の負担 補助基本額の 3 分の 2(国 1/3, 道 1/3)の補助があります。

### (11) 助産施設

事業開始 昭和 43 年度  
内 容 保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院助産を受けることができない場合に、助産を行います。

実施状況 (単位:人)

区 分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
函館市助産施設	0	1	9
函館中央病院	11	16	5
函館五稜郭病院	7	4	2
共愛会病院	9	12	9
計	27	33	25

※函館中央病院・函館五稜郭病院については平成 28 年 9 月 30 日をもって廃止  
平成 19 年 7 月 1 日から共愛会病院を認可

平成 29 年度予算額 18,133 千円

費用の負担 負担対象額の2分の1の国庫負担があります。

### (12) 子育てアプリ

事業開始 平成29年10月  
内 容 普及著しいスマートフォンを活用し、子育て支援に関する幅広い情報を提供する「無料子育てアプリ」を導入します。

平成29年度予算額 600千円

費用の負担 全額市費負担

### (13) 子どもの生活実態調査

事業開始 平成29年度  
内 容 子どもの貧困対策に向けて、生活実態を把握するためのアンケート調査を実施します。

平成29年度予算額 3,400千円

費用の負担 補助基準額の4分の3の国庫補助金があります。

## 2 女性・児童相談等

### (1) 女性相談事業

事業開始 昭和 32 年度  
 内 容 配偶者からの暴力(DV)をはじめ、女性に関するあらゆる悩みや相談に応じるため、「母子・父子自立支援・女性相談室」に専門の相談員(嘱託4名)を配置しています。平成 25 年7月に函館市配偶者暴力相談支援センターを設置しました。  
 設置場所 福祉事務所子育て支援課内, 福祉事務所亀田福祉課内

相談状況 (単位:件)

区 分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
保護更正相談	0	0	0
夫婦・離婚相談	335	332	353
家庭相談	48	45	57
生活・経済相談	34	30	40
職業相談	10	4	2
健康相談	15	5	13
性的な問題	0	2	0
男女問題	22	16	15
自分の問題	3	2	4
その他	10	13	13
計	477	449	497

平成 29 年度予算額 117 千円(人件費を除く)

費用の負担 補助基準額の2分の1の国庫補助があります。

### (2) 女性相談委託事業

事業開始 平成 29 年度  
 内 容 配偶者からの暴力(DV)をはじめ、女性に関するあらゆる悩みや相談について、その一部を委託することで、相談者の利便性の向上を図るとともに、女性相談体制の拡充を行うために委託します。

平成 29 年度予算額 1,200 千円

費用の負担 全額市費負担

### (3) 子どもなんでも相談 110 番

事業開始 平成 19 年度(家庭児童相談室は昭和 39 年度)  
内 容 0 歳から 18 歳までの子どもに対する各種問題相談に応じるため、「子どもなんでも相談110番」を設け、専門の相談員(嘱託3名)を配置しています。(家庭児童相談室を兼ねています。)

相談状況 (単位:件)

区 分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
養護相談	312	438	528
保健相談	5	16	21
障害相談	2	2	23
非行相談	0	4	5
育成相談	41	52	55
その他の相談	35	58	34
計	395	570	666

平成 29 年度予算額 638 千円(人件費を除く)

費用の負担 補助基準額の2分の1の国庫補助があります。

### (4) 子育て支援コンシェルジュ

事業開始 平成28年度(平成28年10月15日から)  
内 容 はこだてキッズプラザ内相談室において、保育士資格を有する専任の相談員が、子育てに関する相談を受け、それに応じた情報提供や助言、関係機関との連絡調整等を行います。

平成29年度予算額

「はこだてみらい館・はこだてキッズプラザ」指定管理委託料(経済部所管)に含む。

### 3 児童厚生施設

#### (1) 児童館

内 容	児童館は、地域の児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的として運営されるもので、児童館は 26 館(うち3館は指定管理者制度導入)あり、母と子の家は1館あります。
機 能	<p>ア 小型児童館 14 館 児童に安全で楽しい遊び場を提供し、遊びを通じての友達づくりなど情操を豊かにさせるための指導をします。</p> <p>イ 児童センター 11 館 児童館の機能に加えて、遊び(運動)に親しむ習慣をつけ、運動の仕方、技能の習得、精神のかん養等による体力増進のための指導をします。</p> <p>ウ 大型児童センター 1館 児童センターの機能に加えて、中学・高校生等の年長児童を育成指導します。</p> <p>エ 母と子の家 1館 児童館の機能に加え、母親の教養を高め、地域社会の福祉の増進を図ります。</p>
利用対象	幼児，児童，一般(夜間)
利用人員	別表のとおり
平成 29 年度予算額	82,516 千円(6 月補正後)
費用の負担	全額市費負担

#### (2) 地域組織活動費補助事業

事業開始	昭和 49 年度
内 容	市内各地域の母親が相協力して、地域児童の健全育成を推進するために、親子および世代間の交流や児童養育に関する研修ならびに児童の事故防止等の活動、その他児童福祉の向上に関する活動を行っている母親クラブに活動費を補助します。
	会員数の状況

区 分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
クラブ数	27	24	24
会員数	864 人	711 人	755 人

補 助 額	1クラブ当たり 180,000 円(上限)
平成 29 年度予算額	4,320 千円
費用の負担	全額市費負担

## 平成28年度 児童館および母と子の家利用状況(夜間貸館を含む)

(単位:人,日)

施設名	幼児	小学生			中学生	高校生	計	1日平均	大学生	一般	合計	開館日数
		1～3年	4～6年	小計								
児童センター	3,169	2,818	2,618	5,436	3,771	738	13,114	42	0	9,220	22,334	309
西部児童館	329	1,694	2,482	4,176	502	135	5,142	17	1	1,464	6,607	294
谷地頭児童館	378	3,210	2,822	6,032	249	144	6,803	23	9	2,522	9,334	294
東川児童館	599	1,472	2,004	3,476	64	20	4,159	14	0	2,313	6,472	294
高盛児童館	139	2,424	2,183	4,607	85	1	4,832	16	0	754	5,586	294
人見児童館	1,996	3,613	3,676	7,289	153	1	9,439	32	0	3,428	12,867	294
赤川児童館	1,075	7,936	11,227	19,163	622	94	20,954	71	3	5,912	26,869	294
鍛冶児童館	436	2,190	5,059	7,249	760	60	8,505	29	0	2,825	11,330	294
山の手児童館	1,190	4,057	3,847	7,904	1,228	230	10,552	36	6	3,522	14,080	294
桔梗交流センター	2,916	7,352	6,290	13,642	793	40	17,391	59	0	6,695	24,086	294
亀田港児童館	683	12,462	7,343	19,805	448	40	20,976	71	2	2,989	23,967	294
美原児童館	284	5,093	6,480	11,573	429	129	12,415	43	1	2,015	14,431	292
神山児童館	2,327	3,553	3,638	7,191	409	176	10,103	35	7	3,350	13,460	290
上湯川児童館	627	2,182	1,233	3,415	135	57	4,234	14	0	1,449	5,683	294
日吉が丘児童館	844	4,445	2,303	6,748	251	303	8,146	28	2	1,880	10,028	294
深堀児童館	317	5,716	3,377	9,093	252	73	9,735	36	4	3,273	13,012	273
湯浜児童館	489	1,751	1,691	3,442	255	85	4,271	15	7	1,973	6,251	294
湯川児童館	823	1,736	1,314	3,050	168	4	4,045	14	4	1,767	5,816	294
旭岡児童館	347	4,333	5,332	9,665	1,647	119	11,778	40	2	2,638	14,418	294
中島児童館	234	3,495	1,024	4,519	45	3	4,801	16	0	1,078	5,879	294
宮前児童館	196	1,800	738	2,538	208	79	3,021	10	14	2,689	5,724	294
大川児童館	230	2,079	1,112	3,191	157	42	3,620	12	4	1,182	4,806	294
五稜児童館	937	3,363	2,184	5,547	142	4	6,630	23	13	1,913	8,556	294
本町児童館	448	670	1,515	2,185	58	53	2,744	9	29	1,347	4,120	294
富岡児童館	516	2,223	1,899	4,122	501	145	5,284	18	18	3,593	8,895	294
昭和児童館	324	2,226	4,078	6,304	1,173	458	8,259	28	1	1,959	10,219	293
計	21,853	93,893	87,469	181,362	14,505	3,233	220,953	29	127	73,750	294,830	7,631
古川母と子の家	271	1,166	986	2,152	97	9	2,529	9	0	1,636	4,165	293
合計	22,124	95,059	88,455	183,514	14,602	3,242	223,482	28	127	75,386	298,995	7,924
1日平均	75	324	301	625	50	11	761	-	0	257	1,019	-

(単位:人)

区分	幼児	小学生			中学生	高校生	
		1～3年	4～6年	小計			
平成25年度	1日平均利用者数	91	385	251	636	45	9
	1館あたり利用者数	3.4	14.3	9.3	23.6	1.7	0.3
平成26年度	1日平均利用者数	87	335	241	577	43	7
	1館あたり利用者数	3.2	12.4	8.9	21.4	1.6	0.3
平成27年度	1日平均利用者数	87	365	297	663	58	15
	1館あたり利用者数	3.2	13.5	11.0	24.6	2.1	0.6

# 保育所・幼稚園・認定こども園・放課後児童クラブ

## 1 保育所等利用状況

認可保育所は、保護者の就労や疾病等の事由により家庭で保育のできない保護者に代わって保育を行い、児童の心身の健全な発達を図る施設です。

平成29年4月1日現在の認可保育所は、公立保育所2か所、私立保育所15か所で、1,219人の児童を保育しています。

また、認可保育所の他に、幼稚園や認定こども園等にて5,294人の児童の教育・保育を行っています。

### (1) 学齢前児童数

(単位:人)

区 分	総 数	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳
児 童 数	9,711	1,409	1,588	1,631	1,641	1,652	1,790

### (2) 利用児童数(広域入所含む)

(単位:人)

区 分	総 数	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳
認 可 保 育 所	1,219	77	189	220	227	226	280
季 節 保 育 所	22	0	6	6	3	3	4
認 可 外 保 育 施 設	42	5	9	7	10	7	4
事 業 所 内 保 育 施 設	238	22	68	57	39	26	26
幼 稚 園	1,033	—	—	2	279	365	387
認 定 こ ど も 園 (幼 保 連 携 型)	2号・3号 952	58	162	194	162	179	197
	1号 948	0	0	1	311	317	319
認 定 こ ど も 園 (幼 稚 園 型)	2号・3号 148	14	40	44	18	15	17
	1号 662	0	0	1	211	216	234
認 定 こ ど も 園 (保 育 所 型)	2号・3号 1,089	64	218	222	196	181	208
	1号 160	0	0	0	48	53	59
計	6,513	240	692	754	1,504	1,588	1,735
学 齢 前 児 童 数 に 対 す る 利 用 率 (%)	67.1%	17.0%	43.6%	46.2%	91.7%	96.1%	96.9%

注)新制度に移行していない幼稚園については、平成29年5月1日現在

## (3) 保育所等の施設数および入所児童数の推移

(各年度4月1日現在)

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度
認定こども園(幼保連携型)	施 設 数	2か所	16か所	18か所
	入所児童数 (2号・3号) (1号)	68人 482人	897人 687人	952人 948人
	定 員	560人	1,812人	2,172人
	定員充足率	98.2%	87.4%	87.5%
認定こども園(幼稚園型)	施 設 数	4か所	7か所	6か所
	入所児童数 (2号・3号) (1号)	102人 506人	158人 797人	148人 662人
	定 員	745人	1,237人	1,099人
	定員充足率	81.6%	77.2%	73.7%
認定こども園(保育所型)	施 設 数	1か所	8か所	15か所
	入所児童数 (2号・3号) (1号)	24人 17人	653人 84人	1,089人 160人
	定 員	60人	770人	1,361人
	定員充足率	68.3%	95.7%	91.8%
認可保育所	施 設 数	44か所	24か所	17か所
	入所児童数	3,230人	1,781人	1,219人
	定 員	3,475人	1,770人	1,260人
	定員充足率	92.9%	100.6%	96.7%
幼 稚 園	施 設 数	19か所	14か所	13か所
	入所児童数	2,115人	1,331人	1,033人
	定 員	2,710人	1,760人	1,510人
	定員充足率	78.0%	75.6%	68.4%
季節保育所	施 設 数	2か所	2か所	2か所
	入所児童数	24人	20人	22人
	定 員	—	—	—
	定員充足率	—	—	—
認可外保育施設	施 設 数	8か所	5か所	4か所
	入所児童数	66人	51人	42人
	定 員	120人	76人	79人
	定員充足率	55.0%	67.1%	53.2%
事業所内保育施設	施 設 数	17か所	16か所	16か所
	入所児童数	269人	242人	238人
	定 員	—	—	—
	定員充足率	—	—	—



2 特別な保育の実施施設（平成29年度実施予定施設 ※市の委託事業および補助事業を記載）

施設名	延長保育					一時預かり		休日保育	病児保育	センター支援	地域子育て	保育所地域活動事業		
	の保育延長短保育時間	30分	1時間	2時間	3時間	一般型	幼稚園型					世代間交流	育児講座	との交流
公立	函館市花園保育園	○		○						○				
	函館市湯浜保育園	○		○										
	認定こども園函館市つつじ保育園	○		○						○				
	小計	3	0	3	0	0	-	-	0	0	2	-	-	-
私立	函館亀田港保育園						○			○	○			
	函館石川保育園						○			○	○			○
	眞宗寺保育園						○							
	函館福ちゃん保育園		○				○							○
	青い鳥保育園			○			○				○			
	駅前五稜郭保育園						○							
	なかよし保育園				○		○							
	神山保育園		○											
	つぐみ保育園		○				○					○		○
	風の子保育園						○							
	あすなろ保育園						○							
	おおぞら保育園											○		
	旭岡保育園		○				○							
	コバト保育園											○		
	つくしの子保育園		○				○					○	○	
	函館大谷短期大学附属港認定こども園						○				○			
	認定こども園函館美原保育園			○			○	○			○			
	認定こども園函館桔梗保育園			○			○	○			○			
	赤川認定こども園			○			○	○			○			
	認定こども園函館市松陰保育園				○		○	○						
	中央認定こども園					○	○	○	○		○			
	千才認定こども園		○				○	○						
	駒止認定こども園		○				○	○						
	亀田認定こども園		○				○	○						
	高盛認定こども園			○			○	○						
	谷地頭認定こども園		○				○	○						
	ゆりかご認定こども園		○				○	○						
	鍛冶さくら認定こども園		○				○	○			○			
	認定こども園杉の子保育園		○				○	○	○					
	認定こども園函館深堀保育園		○				○	○			○			
	函館認定こども園						○	○						
	人見認定こども園		○				○	○						
	認定こども園函館高砂保育園				○		○	○						
	いつみ認定こども園						○	○						
	認定 根崎こども園		○				○	○						
	認定こども園函館上湯川保育園		○				○	○						
	函館三育認定こども園				○		○	○						
	認定こども園うみの星保育園		○				○	○						
	つくし認定こども園		○				○	○						
	駒場認定こども園			○			○	○						
	函館大谷短期大学附属認定こども園						○	○						
	認定こども園函館ちとせ幼稚園						○	○						
	幼保連携型認定こども園													
	認定こども園 国の華幼稚園						○	○						
	認定こども園総合施設函館若葉幼稚園		○					○						
	認定こども園高丘幼稚園						○	○						
	南かやべ認定こども園						○	○			○			
認定こども園太陽の子幼稚園														
認定こども園第二太陽の子幼稚園														
認定こども園函館ひかり幼稚園							○							
認定こども園龍谷幼稚園							○							
認定こども園花園大谷幼稚園							○							
認定こども園函館大谷幼稚園							○							
認定こども園さきょう幼稚園							○							
遺愛幼稚園						○	○							
遺愛旭岡幼稚園						○	○							
函館藤幼稚園						○	○							
カトリック湯の川幼稚園							○							
元町白百合幼稚園							○							
函館短期大学付属幼稚園							○							
函館白百合学園幼稚園						○	○							
函館あおい幼稚園							○							
函館短期大学つどいの広場										○				
大森浜子育てサロン										○				
病児保育室「りんごっこ」(あんざいクリニック)									○					
私立計	0	19	6	4	1	37	43	2	1	11	7	1	3	
合計	3	19	9	4	1	37	43	2	1	13	7	1	3	

### (1) 特定教育・保育施設療育支援補助事業

事業開始 昭和 53 年度(旧障害児保育運営費補助事業)(平成 27 年度改正)  
内 容 心身に軽度や中度の障がい有し、集団保育が可能な児童を受け入れ、健常児と一緒に保育を行っている認可保育所および認定こども園に運営費を補助します。

実施状況

区 分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
施設数	16	18	15
利用延人数	492 人	463 人	311 人

平成 29 年度予算額 47,880 千円

費用の負担 認定こども園(幼稚園型)2 号, 3 号および認定こども園(保育所型)1 号のみ補助基本額の3分の2(国 1/3, 道 1/3)の補助があり, その他は全額市費負担

### (2) 保育所地域活動事業運営費補助金

事業開始 平成 2 年度  
内 容 地域住民の多様化する保育需要に対応するため, 保育所が有する専門的機能を活用した各種事業を行っている認可保育所に運営費を補助します。

実施状況 (単位:か所)

区 分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
老人福祉施設訪問等世代間交流	20	18	15
保護者への育児講座	1	1	1
異年齢児との交流	12	11	8
計	33	30	24

平成 29 年度予算額 3,750 千円

費用の負担 全額市費負担

### (3) 一時預かり事業運営費補助事業

事業開始 平成 3 年度(平成 27 年度改正)  
内 容 保護者の就労や疾病, 入院等のほか, 育児に伴う心理的・身体的負担を解消するためなど, 一時的に保育を必要とする児童を受け入れる認可保育所, 幼稚園および認定こども園に運営費を補助します。

実施状況 (単位:人)

区 分		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
利用延人数	一般型	8,321	11,776	9,537
	幼稚園型	-	75,697	143,624

平成 29 年度予算額 178,084 千円

費用の負担 補助基本額 3 分の 2(国 1/3, 道 1/3)の補助があります。

### (4) 地域子育て支援センター事業

P.21 に掲載

(5) 延長保育運営費補助事業

事業開始 平成2年度(平成27年度改正)  
内 容 保護者の就労形態の多様化等に対応するため、通常の利用時間以外の時間において、引き続き保育を実施する認可保育所および認定こども園に運営費を補助します。

実施状況 (単位:か所)

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度
30分延長	14	15	20
1時間延長	9	10	6
2時間延長	3	4	4
3時間延長	0	0	1
4時間延長	2	1	0
計	28	30	31

平成29年度予算額 41,312千円

費用の負担 補助基本額の3分の2(国1/3, 道1/3)の補助があります。

(6) 休日保育事業

事業開始 平成7年度  
内 容 日曜日、祝祭日等の休日において、保護者の就労等により日中保育することができないと認められた場合に、児童を保育します。

実施状況 (単位:人)

年 度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
利用延人数	1,705	1,533	1,557

費用の負担 施設型給付費として4分の3(国1/2, 道1/4)の補助があります。

(7) 病児保育事業

事業開始 平成24年度(平成27年度改正)  
内 容 仕事等で病気の生後6か月から小学校6年生までの児童を自宅で保育できないときに、一時的に保育する病院等に運営費を補助します。

利用料 日額 2,000円(減免制度あり, 他に給食費実費)

実施状況 (単位:人)

年 度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
利用延人数	427	410	352

平成29年度予算額 11,392千円

費用の負担 補助基本額の3分の2(国1/3, 道1/3)の補助があります。

(8) 実費徴収に係る補足給付事業

事業開始 平成 27 年度

内 容 子ども・子育て支援法に規定する支給認定保護者のうち、生活保護世帯の保護者に対し、認可保育所、幼稚園および認定こども園において、支払うべき給食費(副食材料費)、教材費・行事費等の一部を補助します。

実施状況

区 分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
施設数	—	7	5
延人数	—	152 人	107 人

平成 29 年度予算額 517 千円

費用の負担 補助基本額の 3 分の 2(国 1/3, 道 1/3)の補助があります。

### 3 平成29年度利用者負担額(保育料)基準額表

(1)1号認定

(単位:円/月)

階層区分			利用者負担額	
	扶養児童数2人以下	扶養児童数3人以上		
第1階層	生活保護世帯または支援給付世帯		0	
第2階層	市町村民税が課税されていない世帯または均等割額のみ課税されている世帯		3,000 (0)	
第3階層		77,100円以下	34,500円以下	11,900 (3,000)
第4階層	市町村民税所得割額が課税されている世帯	77,101円以上 211,200円以下	34,501円以上 171,600円以下	16,300
第5階層		211,201円以上	171,601円以上	21,500

- 利用者負担額は、保護者の市町村民税額(4月分から8月分は前年度、9月分から翌3月分は当該年度)により決定します。利用者負担額算定の際、市町村民税所得割額を計算する場合には、調整控除を除く住宅借入金等特別税額控除等の税額控除は適用されません。
- 世帯の扶養児童数は、4月分から8月分は前年度、9月分から翌3月分までは当該年度の市町村民税における19歳未満の扶養親族数ですので、現在の扶養状況と異なる場合があります。
- 扶養児童数が3人以上の場合は、次の計算方法で算定した保護者の市町村民税所得割額の合算により階層を算定します。
  - 年少扶養控除等の算出額
 

扶養している児童について次の算定によって控除額を算出します。

    - 年少扶養控除等を適用した個人の「合計課税所得金額」が200万円以下の方  
 16歳未満の扶養親族の数 × 21,300円      16歳以上19歳未満の扶養親族の数 × 11,100円
    - 年少扶養控除等を適用した個人の「合計課税所得金額」が200万円を超える方  
 16歳未満の扶養親族の数 × 19,800円      16歳以上19歳未満の扶養親族の数 × 7,200円  
 (上記「合計課税所得金額」は、16歳未満扶養親族の数×33万円、16歳以上19歳未満扶養親族の数×12万円控除後の金額となります。
  - 階層の算定方法
 

上記(1)によって算出した控除額を保護者の個人市町村民税所得割額から控除した額が利用者負担額算定の税額となり、この額をもって上表の基準額表から階層を算定します。
- 階層区分の第1階層に該当する世帯は、生活保護受給世帯または中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に規定する支援給付を受給している世帯となります。
- 生計を一にする子ども(年齢は問いません。)が2人以上いる世帯で、階層区分が第2階層の場合は、年齢の高い子どもから数えて第1子が上表の利用者負担額の上段の額の全額、第2子以降は無料となり、第3階層の場合は、年齢の高い子どもから数えて第1子が上段の額の全額、第2子は半額、第3子以降は無料となります。
 

なお、階層区分が第2、第3階層で、ひとり親世帯または障がい児(者)のいる世帯は、年齢の高い子どもから数えて第1子が上表の利用者負担額の( )内の額、第2子以降は無料となります。(生計を一にする子どもの第1子の年齢は問いません。)

◆ 「生計を一にする子ども」が別居している場合は、生計を一にしていること(仕送りをしている等)を記載した申立書の提出が必要となります。なお、「生計を一にする子ども」が函館市外に居住している場合は、支給認定保護者またはその配偶者の子どもであることが確認できる書類(戸籍謄本等)も必要となります。
- 階層区分が第4、第5階層で、同一世帯に小学校3年生以下の子ども(小学校就学前子どもの場合は、幼稚園、認可保育所、認定こども園、地域型保育事業、特別支援学校の幼稚部もしくは情緒障害児短期治療施設の通所部に在籍、または児童発達支援もしくは医療型児童発達支援を利用している子ども)が2人以上いる世帯は、これらの子どものうち年齢の高い子どもから数えて第2子が上表の利用者負担額の半額、第3子以降は無料となります。

## (2)2号・3号認定(扶養児童が3歳、4歳以上の場合)

(単位:円/月)

階層区分			多子 カウント 判定階層		保育料(標準時間)		保育料(短時間)	
	扶養児童数2人以下	扶養児童数3人以上			3歳	4歳以上	3歳	4歳以上
A	生活保護世帯または支援給付世帯		-		0	0	0	0
B	市町村民税が課税されていない世帯		-		0	0	0	0
C1	市町村民税均等割のみ課税されている世帯		ア	イ	5,300	5,300	5,100	5,100
					<2,650>	<2,650>	<2,550>	<2,550>
C2	24,300円未満	3,000円未満	ア	イ	9,600	9,600	9,400	9,400
					<4,800>	<4,800>	<4,700>	<4,700>
C3	24,300円以上 48,600円未満	3,000円以上 6,000円未満	ア	イ	13,900	13,900	13,600	13,600
					<6,000>	<6,000>	<6,000>	<6,000>
D1	48,600円以上 53,100円未満	6,000円以上 10,500円未満	ア	イ	17,500	17,500	17,100	17,100
					<6,000>	<6,000>	<6,000>	<6,000>
D2	53,100円以上 57,700円未満	10,500円以上 15,100円未満	ア	イ	19,000	19,000	18,600	18,600
					<6,000>	<6,000>	<6,000>	<6,000>
	57,700円以上 62,100円未満	15,100円以上 19,500円未満	ウ	イ	19,000	19,000	18,600	18,600
					<6,000>	<6,000>	<6,000>	<6,000>
D3	62,100円以上 77,101円未満	19,500円以上 34,501円未満	ウ	イ	22,300	22,300	21,900	21,900
					<6,000>	<6,000>	<6,000>	<6,000>
	77,101円以上 80,600円未満	34,501円以上 38,000円未満	ウ		22,300	22,300	21,900	21,900
D4	80,600円以上 98,600円未満	38,000円以上 56,000円未満	ウ		25,600	25,600	25,200	25,200
D5	98,600円以上 116,600円未満	56,000円以上 74,000円未満	ウ		30,000	28,900	29,400	28,300
D6	116,600円以上 134,600円未満	74,000円以上 92,000円未満	ウ		33,500	31,500	32,900	30,900
D7	134,600円以上 158,200円未満	92,000円以上 115,600円未満	ウ		37,100	34,000	36,500	33,400
D8	158,200円以上 171,900円未満	115,600円以上 129,300円未満	ウ		40,600	36,600	40,000	36,000
D9	171,900円以上 294,900円未満	129,300円以上 255,300円未満	ウ		41,300	36,600	40,400	36,000
D10	294,900円以上 366,900円未満	255,300円以上 327,300円未満	ウ		41,900	36,600	41,000	36,000
D11	366,900円以上 416,400円未満	327,300円以上 376,800円未満	ウ					
D12	416,400円以上 456,600円未満	376,800円以上 417,000円未満	ウ					
D13	456,600円以上 491,700円未満	417,000円以上 452,100円未満	ウ					
D14	491,700円以上 523,800円未満	452,100円以上 484,200円未満	ウ		42,600	36,600	41,700	36,000
D15	523,800円以上 556,800円未満	484,200円以上 517,200円未満	ウ					
D16	556,800円以上 589,800円未満	517,200円以上 550,200円未満	ウ					
D17	589,800円以上	550,200円以上	ウ					

- 1 児童の満年齢は、平成 29 年 3 月 31 日時点の満年齢です。  
年度内に満 3 歳に到達したお子さんは 2 号認定となりますが、年度中の保育料は 3 歳未満の保育料となります。
- 2 保育料は、保護者の市町村民税額(4 月分から 8 月分は前年度, 9 月分から翌 3 月分は当該年度)により決定します。  
保育料算定の際、市町村民税所得割額を計算する場合には、調整控除を除く住宅借入金等特別税額控除等の税額控除は適用されません。
- 3 世帯の扶養児童数は、4 月分から 8 月分は前年度, 9 月分から翌 3 月分までは当該年度の市町村民税における 19 歳未満の扶養親族数ですので、現在の扶養状況と異なる場合があります。
- 4 扶養児童数が 3 人以上の場合は、次の計算方法で算定した保護者の市町村民税所得割額の合算により階層を算定します。

(1) 年少扶養控除等の算出額

扶養している児童について次の算定によって控除額を算出します。

- ① 年少扶養控除等を適用した個人の「合計課税所得金額」が 200 万円以下の方  
16 歳未満の扶養親族の数 × 21,300 円    16 歳以上 19 歳未満の扶養親族の数 × 11,100 円
- ② 年少扶養控除等を適用した個人の「合計課税所得金額」が 200 万円を超える方  
16 歳未満の扶養親族の数 × 19,800 円    16 歳以上 19 歳未満の扶養親族の数 × 7,200 円  
(上記「合計課税所得金額」は、16 歳未満扶養親族の数×33 万円, 16 歳以上 19 歳未満扶養親族の数×12 万円控除後の金額となります。)

(2) 階層の算定方法

上記(1)によって算出した控除額を保護者の個人市町村民税所得割額から控除した額が保育料算定の税額となります。

この額をもって左表の基準額表から階層を算定します。

<p><b>【例】</b> 16 歳未満の子どもを 3 人扶養し、合計課税所得金額が 250 万円、市町村民税所得割額が 150,000 円の方          [合計課税所得金額] 2,500,000 円 - (330,000 円 × 3 人) = 1,510,000 円 → 200 万円以下          [控除額] 16 歳未満の扶養親族 3 人 × 21,300 円 = 63,900 円          [基準額] 市町村民税所得割額 150,000 円 - 63,900 円 = 86,100 円          [階層] D6</p>
--

- 5 階層区分のAに該当する世帯は、生活保護受給世帯または中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に規定する支援給付を受給している世帯となります。
- 6 多子カウント判定階層が「ア」で生計を一にする子ども(年齢は問いません。)が 2 人以上いる世帯は、年齢の高い子どもから数えて第 1 子が左表の保育料の上段の額の全額、第 2 子は半額、第 3 子以降は無料となります。  
 なお、多子カウント判定階層が「イ」で、ひとり親世帯または障がい児(者)のいる世帯の場合は、年齢の高い子どもから数えて第 1 子が左表の保育料の( )内の額、第 2 子以降は無料となります。(生計を一にする子どもの第 1 子の年齢は問いません。)  
 ◆ 「生計を一にする子ども」が別居している場合は、生計を一にしていること(仕送りをしている等)を記載した申立書の提出が必要となります。なお、「生計を一にする子ども」が函館市外に居住している場合は、支給認定保護者またはその配偶者の子どもであることが確認できる書類(戸籍謄本等)も必要となります。
- 7 多子カウント判定階層が「ウ」で、同一世帯に認可保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業、特別支援学校の幼稚部もしくは情緒障害児短期治療施設の通所部に在籍、または児童発達支援もしくは医療型児童発達支援を利用している小学校就学前の子どもが 2 人以上いる場合の保育料は、これらの子どもを兄弟姉妹として含めた年齢の高い順に左表の保育料の全額・半額・無料となります。

## (3)2号・3号認定(扶養児童が3歳未満の場合)

(単位:円/月)

階層区分			多子 カウント 判定階層		保育料(標準時間)	保育料(短時間)	
	扶養児童数2人以下	扶養児童数3人以上			3歳未満	3歳未満	
A	生活保護世帯または支援給付世帯		—		0	0	
B	市町村民税が課税されていない世帯		—		0	0	
C1	市町村民税均等割のみ課税されている世帯		ア	イ	7,800 〈3,900〉	7,600 〈3,800〉	
C2	市 町 村 民 税 所 得 割 額 が 課 税 さ れ て い る 世 帯	24,300円未満	3,000円未満	ア	イ	12,300 〈6,150〉	12,100 〈6,050〉
C3		24,300円以上 48,600円未満	3,000円以上 6,000円未満	ア	イ	16,700 〈7,850〉	16,400 〈7,700〉
D1		48,600円以上 53,100円未満	6,000円以上 10,500円未満	ア	イ	20,400 〈9,000〉	20,000 〈9,000〉
D2		53,100円以上 62,100円未満	10,500円以上 19,500円未満	ア	イ	21,800 〈9,000〉	21,400 〈9,000〉
D3		62,100円以上 77,101円未満	19,500円以上 34,501円未満	ア	イ	25,100 〈9,000〉	24,700 〈9,000〉
		77,101円以上 80,600円未満	34,501円以上 38,000円未満	ア		25,100	24,700
D4		80,600円以上 98,600円未満	38,000円以上 56,000円未満	ア		28,500	28,100
D5		98,600円以上 116,600円未満	56,000円以上 74,000円未満	ア		32,900	32,300
D6		116,600円以上 134,600円未満	74,000円以上 92,000円未満	ア		36,400	35,800
D7		134,600円以上 158,200円未満	92,000円以上 115,600円未満	ア		40,000	39,400
D8		158,200円以上 169,000円未満	115,600円以上 126,400円未満	ア		43,600	43,000
		169,000円以上 171,900円未満	126,400円以上 129,300円未満	ウ		43,600	43,000
D9		171,900円以上 294,900円未満	129,300円以上 255,300円未満	ウ		47,600	46,700
D10		294,900円以上 366,900円未満	255,300円以上 327,300円未満	ウ		51,700	50,800
D11		366,900円以上 416,400円未満	327,300円以上 376,800円未満	ウ		55,800	54,900
D12		416,400円以上 456,600円未満	376,800円以上 417,000円未満	ウ		59,700	58,500
D13		456,600円以上 491,700円未満	417,000円以上 452,100円未満	ウ		64,400	63,200
D14	491,700円以上 523,800円未満	452,100円以上 484,200円未満	ウ		69,000	67,800	
D15	523,800円以上 556,800円未満	484,200円以上 517,200円未満	ウ		73,700	72,100	
D16	556,800円以上 589,800円未満	517,200円以上 550,200円未満	ウ		78,400	76,800	
D17	589,800円以上	550,200円以上	ウ		86,200	84,600	



1 児童の満年齢は、平成 29 年 3 月 31 日時点の満年齢です。

年度内に満 3 歳に到達したお子さんは 2 号認定となりますが、年度中の保育料は 3 歳未満の保育料となります。

2 保育料は、保護者の市町村民税額(4 月分から 8 月分は前年度, 9 月分から翌 3 月分は当該年度)により決定します。

保育料算定の際、市町村民税所得割額を計算する場合には、調整控除を除く住宅借入金等特別税額控除等の税額控除は適用されません。

3 世帯の扶養児童数は、4 月分から 8 月分は前年度, 9 月分から翌 3 月分までは当該年度の市町村民税における 19 歳未満の扶養親族数ですので、現在の扶養状況と異なる場合があります。

4 扶養児童数が 3 人以上の場合は、次の計算方法で算定した保護者の市町村民税所得割額の合算により階層を算定します。

(1) 年少扶養控除等の算出額

扶養している児童について次の算定によって控除額を算出します。

① 年少扶養控除等を適用した個人の「合計課税所得金額」が 200 万円以下の方

16 歳未満の扶養親族の数 × 21,300 円 16 歳以上 19 歳未満の扶養親族の数 × 11,100 円

② 年少扶養控除等を適用した個人の「合計課税所得金額」が 200 万円を超える方

16 歳未満の扶養親族の数 × 19,800 円 16 歳以上 19 歳未満の扶養親族の数 × 7,200 円

(上記「合計課税所得金額」は、16 歳未満扶養親族の数×33 万円, 16 歳以上 19 歳未満扶養親族の数×12 万円控除後の金額となります。)

(2) 階層の算定方法

上記(1)によって算出した控除額を保護者の個人市町村民税所得割額から控除した額が保育料算定の税額となります。

この額をもって左表の基準額表から階層を算定します。

<p>【例】 16 歳未満の子どもを 3 人扶養し、合計課税所得金額が 250 万円、市町村民税所得割額が 150,000 円の方</p> <p>[合計課税所得金額] 2,500,000 円 - (330,000 円 × 3 人) = 1,510,000 円 → 200 万円以下</p> <p>[控除額] 16 歳未満の扶養親族 3 人 × 21,300 円 = 63,900 円</p> <p>[基準額] 市町村民税所得割額 150,000 円 - 63,900 円 = 86,100 円</p> <p>[階層] D6</p>
---

5 階層区分のAに該当する世帯は、生活保護受給世帯または中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に規定する支援給付を受給している世帯となります。

6 多子カウント判定階層が「ア」で生計を一にする子ども(年齢は問いません。)が 2 人以上いる世帯は、年齢の高い子どもから数えて第 1 子が左表の保育料の額( )がある場合は上段の額の全額, 第 2 子以降は無料となります。

なお、多子カウント判定階層が「イ」で、ひとり親世帯または障がい児(者)のいる世帯の場合は、年齢の高い子どもから数えて第 1 子が左表の保育料の( )内の額, 第 2 子以降は無料となります。(生計を一にする子どもの第 1 子の年齢は問いません。)

◆ 「生計を一にする子ども」が別居している場合は、生計を一にしていること(仕送りをしている等)を記載した申立書の提出が必要となります。なお、「生計を一にする子ども」が函館市外に居住している場合は、支給認定保護者またはその配偶者の子どもであることが確認できる書類(戸籍謄本等)も必要となります。

7 多子カウント判定階層が「ウ」で、同一世帯に認可保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業、特別支援学校の幼稚部もしくは情緒障害児短期治療施設の通所部に在籍、または児童発達支援もしくは医療型児童発達支援を利用している小学校就学前の子どもが 2 人以上いる場合の保育料は、これらの子どもを兄弟姉妹として含めた年齢の高い順に左表の保育料の全額・半額・無料となります。

## 4 私立特定教育・保育施設に対する助成

### (1) 質向上事業給付金

事業開始 平成 27 年度

内 容 私立の特定教育・保育施設において、特色のある教育・保育を実践するため、多様な教育・保育サービスを提供するための費用の一部を給付金として支給します。

実施状況

区 分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
施設数	-	41	39
給付金額	-	73,825 千円	50,685 千円

平成 29 年度予算額 51,058 千円

費用の負担 全額市費負担

## 5 認可外保育施設に対する助成

### (1) 季節保育所整備費補助事業

事業開始 昭和 38 年度

内 容 市内銭亀沢地区に設置している季節保育所(4月～12月)に対して、整備(改修, 補修等)を行う場合に整備費の2分の1以内を補助します。

実施状況

区 分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
保育所数	1	0	0
補助金額	319 千円	0 千円	0 千円

平成 29 年度予算額 なし

費用の負担 全額市費負担

### (2) 低年齢児保育対策事業

事業開始 平成 10 年度

内 容 女性の社会進出の増大や就労形態の多様化に伴い、低年齢児の保育ニーズが高まっていることから、認可外保育施設に入所する低年齢児の福祉向上を図ります。

補助状況

区 分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
施設数	4	4	3
補給金額	9,020 千円	9,020 千円	6,765 千円

平成 29 年度予算額 6,765 千円

費用の負担 全額市費負担

## 6 児童福祉施設に対する助成

### (1) 児童福祉施設産休等代替職員費補助事業

事業開始 平成 17 年度

内 容 児童福祉施設の保育士等職員が出産または傷病のため、長期休暇を必要とし、代替職員を任用した場合の所要経費を補助し、職員の母体の保護または専心療養の保証を図るとともに、施設における児童の処遇を確保する。

実施状況

区 分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
申請件数	1	0	0
補助金額	3,656 千円	4,867 千円	2,694 千円

平成 29 年度予算額 4,403 千円

費用の負担 全額市費負担

## 7 幼稚園

### (1) 私立幼稚園への助成

私立学校運営助成費補助金(詳細は P63 に掲載)

### (2) 私立幼稚園就園奨励制度

事業開始 昭和 47 年度

内 容 幼稚園教育の普及充実を図るための一環として、幼稚園に通園する 3 歳児～5 歳児の保護者に対し、入園料および保育料を減免するものです。

補助限度額 市民税課税額等および兄妹の状況により決定します。

第1子 62,200 円～308,000 円

第2子 154,000 円～308,000 円

第3子以降 308,000 円

年度	年齢区分	保育料等減免措置対象児数(人)					計	減免金額または 交付金(円)
		第Ⅰ階層 生活保護世帯	第Ⅱ階層 市民税課税・ 所得割非課税 世帯	第Ⅲ階層 所得割 77,101円以下 の世帯	第Ⅳ階層 所得割 211,200円以下 の世帯	I～IV 以外の 世帯		
平成 26 年度	5歳児	1	115	143	533	55	847	334,503,250
	4歳児	1	126	177	524	59	887	
	3歳児	0	59	122	517	66	764	
	満3歳児	1	29	39	141	32	242	
	計	3	329	481	1,715	212	2,740	
平成 27 年度	5歳児	2	72	89	275	30	468	174,180,700
	4歳児	1	39	69	273	28	410	
	3歳児	1	38	72	232	40	383	
	満3歳児	1	7	15	66	8	97	
	計	5	156	245	846	106	1,358	
平成 28 年度	5歳児	0	12	33	114	8	167	66,528,500
	4歳児	0	13	37	115	7	172	
	3歳児	0	9	26	103	4	142	
	満3歳児	0	3	4	16	3	26	
	計	0	37	100	348	22	507	

※第Ⅲ階層、第Ⅳ階層の所得割額についてはモデル世帯〔夫婦片働き、年少扶養親族2人で、年収約360万円(第Ⅲ階層)、年収約680万円(第Ⅳ階層)〕の場合の基準額です。世帯の状況により、金額が変わります。

平成 29 年度予算額 47,671 千円

費用の負担 補助基本額の3分の1以内の国庫補助があります。

## 8 地域放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の概要

### (1) 放課後児童健全育成事業

事業開始 平成 11 年度

利用状況 放課後児童クラブとは、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に、家庭に代わる生活の場を提供し、適切な遊びや指導を通して、その健全な育成を図ることを目的とし、父母会や NPO 法人などの団体に事業を委託し、運営しております。

平成 29 年 4 月 1 日現在の放課後児童クラブは、56 か所で、2,145 人の児童が利用しています。

学年別入所児童数 (平成 29 年 4 月 1 日現在) (単位:人)

区 分	総 数	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
児童数	2,145 (58)	573 (9)	487 (11)	444 (10)	297 (14)	222 (11)	122 (3)

※ ( )は、障がいがある児童の内数

推 移

区 分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
施設数	47	49	54
入所児童数	1,583	1,782	1,967

平成 29 年度予算額 596,648 千円(6 月補正後)

費用の負担 補助基本額の 3 分の 2(国 1/3, 道 1/3)の補助があります。

### (2) 学童保育施設整備事業

事業開始 平成 15 年度

内 容 「函館市における放課後児童健全育成事業の基本的なあり方」に基づき、公共施設(学校内余裕教室等)の活用を推進します。

実施状況

区 分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
整備施設数	2	0	2

平成 29 年度予算額 (なし)

費用の負担 補助基本額の 3 分の 2(国 1/3, 道 1/3)の補助があります。

平成29年度 校区別放課後児童クラブ開設状況

(平成29年4月現在)

No.	小学校名	校区内の放課後児童クラブ	
		名称	実施場所
1	弥生小学校	共同学童保育所ちびっ子クラブ	学校併設
2	青柳小学校	学童保育所来夢	余裕教室
		学童クラブひのてん	民家等
3	あさひ小学校	共同学童保育所どんぐりクラブ	民家等
4	北星小学校	学童保育所こぼとクラブ	余裕教室
5	八幡小学校	共同学童保育所風の子クラブ	民家等
		共同学童保育所第2風の子クラブ	余裕教室
6	港小学校	学童保育所たんぼぼクラブ	児童館
		学童保育所第二たんぼぼクラブ	民家等
7	高盛小学校	高盛学童保育所あかねキッズクラブ	余裕教室
8	千代ヶ岱小学校	学童保育所にっこにこクラブ	余裕教室
9	中島小学校	共同学童保育所たけのこクラブ	余裕教室
10	千代田小学校	国の華幼稚園キリンクラブ	幼稚園
11	柏野小学校	学童保育所わんぱくクラブ	民間専用施設
12	金堀小学校	あおぞら共同学童保育所	民家等
13	駒場小学校	学童保育所ぼうげんクラブ	余裕教室
		学童保育所乃木ぼうげんクラブ	民間専用施設
14	深堀小学校	学童保育所スマイルキッズクラブ	民間専用施設
		学童保育所スマイルキッズクラブⅡ	民間専用施設
15	日吉が丘小学校	日吉が丘学童保育所あかねキッズクラブ日吉	余裕教室
		日吉が丘学童保育所あかねキッズクラブ日吉第2	余裕教室
16	北日吉小学校	共同学童保育所ポプラクラブ	余裕教室
		学童保育所日吉クラブ	民家等
17	湯川小学校	湯川共同学童保育所はらっぱクラブ	民家等
18	高丘小学校	高丘幼稚園学童クラブスピリッツ	幼稚園
19	上湯川小学校	学童保育所すずらんクラブ	余裕教室
20	旭岡小学校	学童保育所にじのはなクラブ	民家等
21	東小学校	共同学童保育所キティーズクラブ	余裕教室
22	桔梗小学校	共同学童保育所さきょうクラブ第一	民家等
		共同学童保育所さきょうクラブ第二	民家等
		アフタースクールライラック	幼稚園
		学童保育所いちばん星クラブいちばん	民間専用施設
		学童保育所いちばん星クラブほし	民間専用施設
23	中の沢小学校	共同学童クラブ宝島	児童館
		学童アライブ	幼稚園
24	北昭和小学校	学童保育所森の聖	民家等
		学童保育所森のきのこ	民家等
25	昭和小学校	共同学童保育所昭和ありんこクラブ	民家等
		共同学童保育所昭和ありんこクラブ1丁目	民家等
26	亀田小学校	チャイルドケアスコレー	民家等
		共同学童保育所亀田ありんこクラブ	余裕教室
		放課後児童クラブらるご	余裕教室
27	中央小学校	美原共同学童保育所どじょっ子クラブ	余裕教室
28	北美原小学校	共同学童保育所元気クラブ	児童館
		学童保育所北美原たいようクラブ	民家等
		学童保育所北美原第2たいようクラブ	民家等
		学童保育所北美原第3たいようクラブ	民家等
29	鍛神小学校	学童保育所「ひかりのおくりものいっせ」	民間専用施設
		共同学童保育海の子クラブ	余裕教室
		共同学童保育海の子クラブ第2	余裕教室
30	神山小学校	学童保育所地蔵っ子クラブ	民家等
		学童保育所第二地蔵っ子クラブ	民家等
31	東山小学校	学童保育所おひさまいろクラブ	民家等
		学童保育所第二おひさまいろクラブ	民家等
32	本通小学校	共同学童保育所本通クラブ	民家等
33	南本通小学校	花園学童クラブ	民家等
合計			56か所

# 青少年健全育成

## 1 放課後子ども教室推進事業

事業開始 平成 19 年度

内 容 放課後に小学校の余裕教室等を活用した安心・安全な子どもの活動場所を設け、地域の方々の参画を得て、遊びや体験活動などを実施します。

開催状況

区 分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
開催回数	243 回	290 回	361 回
延参加児童数	9,463 人	10,958 人	12,246 人

平成 29 年度予算額 4,546 千円

費用の負担 補助対象額の3分の1の国庫負担があります。

## 2 街頭補導活動

事業開始 昭和 34 年

内 容 青少年の非行を未然に防止し、早期に適切な指導を行うため、育成補導員および少年補導委員が、カラオケボックス、ゲームセンターなどを巡回します。

実施状況

区 分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
補導	66 人	67 人	73 人
注意	854 人	703 人	420 人

平成 29 年度予算額 988 千円

費用の負担 全額市費負担

## 3 有害図書等販売状況一斉立入調査

内 容 北海道青少年健全育成条例に基づき、書店やカラオケボックス等への一斉立入調査を7月または11月に実施し、青少年の健全育成の立場から店主等への指導および協力依頼を行います。

実施状況

区 分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
調査件数	34 件	39 件	28 件

#### 4 地域子ども交歓会

内 容 少年野球等の交歓会に対して賞状を交付し、地域相互の友情と健康で明るい子どもの育成を図ります。

実施状況

区 分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
交付交歓会	3 件	2 件	2 件
賞状	21 枚	16 枚	16 枚

平成 29 年度予算額 1 千円

費用の負担 全額市費負担

#### 5 青少年育成フォーラム

事業開始 昭和 58 年度

内 容 青少年の健全育成を図るため、保護観察所、渡島総合振興局、函館地区保護司会との共催によりフォーラムを開催するもので、内閣総理大臣や北海道知事のメッセージ伝達や少年の主張渡島地区大会入賞者の発表などを行います。

平成 29 年度予算額 市の経費負担はありません。

#### 6 青少年活動表彰

事業開始 昭和 46 年度

内 容 青少年活動に顕著な功績のあった方や他の模範となる行いをした方などを表彰し、青少年の健全育成を推進します。

実施状況

区 分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
青少年育成功労賞	5 人	3 人 2 団体	6 人
勤労青少年サークル育成指導賞	1 人	1 人	該当なし
ジュニア活動賞	1 人 2 団体	5 人 3 団体	3 人 1 団体
青少年活動貢献賞	該当なし	1 人	該当なし

平成 29 年度予算額 77 千円

費用の負担 全額市費負担



## 7 はこだてキッズタウン

事業開始 平成 22 年度  
内 容 ボランティアによる出展企業等の協力のもとで、子どもたちが様々な職業体験を行うとともに、その就労体験で得た疑似通貨による消費体験を行います。

実施状況

区 分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
募集人数	500 人	500 人	500 人
出展(体験)数	27	26	26

平成 29 年度予算額 450 千円

費用の負担 実行委員会負担金として経費の一部を負担しています。

## 8 青少年自立支援事業

事業開始 平成 24 年度  
内 容 自立援助ホームの入所者の就労および自立を促進するため、自立援助ホーム入所者が普通自動車運転免許を取得する際の経済的な支援を図ります。

平成 29 年度予算額 100 千円

費用の負担 全額市費負担

## 9 子ども会議

事業開始 平成29年度  
内 容 子ども条例に基づき子どもが意見を表明し、社会参加する場として「子ども会議」を開催します。

平成29年度開催実績 日 時 平成29年8月2日(水), 4日(金), 9日(水)

※9日(水)は「市民への意見報告会」開催

会 場 函館アリーナ多目的会議室

対 象 市内在住または在学している10歳~17歳

参加者 10名

予算額 500千円

費用の負担 全額市費負担